

Ⅲ 選択的評価事項B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

1 選択的評価事項B 「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」に係る目的

本学の目的は、学則（表B-1）のとおり定めている。また、公立大学法人会津大学中期目標においては、「地域に開かれた大学として、地域のニーズを踏まえ、それぞれの専門分野に加え、広く文化・教育に関わる情報提供や地域教育への支援を図る。」こととされている。

そのために、本学が「正規課程の学生以外に対する教育サービス」として主に取り組んでいるものは下記のとおりである。

- (1) 科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生
- (2) 公開講座及び派遣講座（生涯学習及び知識基盤社会形成の支援）
- (3) 高大連携（高校への教員派遣、高大連携聴講生、遠隔授業等）
- (4) 学外者への図書の貸出サービス

表B-1 会津大学短期大学部学則第1条

- 第1条 会津大学短期大学部（以下「本学」という。）は、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与することを目的とする。
- 2 本学及び各学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を規定に定め、公表するものとする。

2 選択的評価事項B 「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の自己評価

(1) 観点ごとの分析

観点B-1-①： 短期大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。

【観点到る状況】

1. 科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生

科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生の各制度については、会津大学短期大学部学則（表B-2、http://www.jc.u-aizu.ac.jp/houjin/09_gakusoku.pdf）や各規程（表B-3）に定められている。また、各制度とも本学のホームページに掲載し周知している（表B-4）。

なお、各制度の概要は次のとおりである。

(1) 科目等履修生制度

本学に入学しなくても各学科の授業科目を履修できる制度である。履修した科目の単位認定試験に合格すれば、正式な単位として認定される。

(2) 研究生制度

短期大学卒業、もしくは同等以上の学業を修めた者を対象とし、専任の指導教員のもとで、本学の施設等を利用した研究をする制度である。

(3) 研修員制度

他大学その他団体に所属する職員が、本学において特定の専門事項について研修を受ける制度である。他大学等から派遣の申し出があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、教授会の議を経て、研修生として受け入れる。

(4) 特別聴講学生制度

大学間の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に対し多様な学習機会を提供することを目的として、相互単位互換を行う制度である。

特別聴講学生制度については、会津大学短期大学部大学間相互単位互換に関する取扱規程（資料B-1-1-A）及び会津大学短期大学部大学間相互単位互換に関する取扱要領（資料B-1-1-B）に規定しており、他大学学生の受入れを可能としている。

具体的には、平成16年度以降、「福島県高等教育協議会加盟大学間単位互換に関する協定書」（<http://www.fukushima-u.ac.jp/koutou/kyoutei.html>）、「福島県高等教育協議会加盟大学間単位互換に関する協定書に関する覚書」（<http://www.fukushima-u.ac.jp/koutou/kakusho.html>）「福島県高等教育協議会加盟大学間相互単位互換に関する協定書」及び「福島県高等教育協議会加盟大学間相互単位互換に関する申し合わせ」（<http://www.fukushima-u.ac.jp/koutou/awase.html>）（いずれも平成16年2月）に基づき、他大学の学生を受け入れている。

表B-2 会津大学短期大学部学則

<p>(科目等履修生)</p> <p>第28条 学長は、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲内において、選考により、科目等履修生として入学を許可することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。</p> <p>(研究生)</p> <p>第31条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときには、本学の教育研究に支障のない範囲内において、選考により、研究生として入学を許可することができる。</p> <p>2 研究生として入学することができる者は、短期大学を卒業した者又はこれを同等以上の学力があると学長が認めた者とする。</p> <p>(特別聴講学生)</p> <p>第32条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。</p> <p>2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。</p> <p>(研修員)</p> <p>第34条 学長は、大学その他団体からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるため本学に派遣の申し出のあるときは、本学の教育研究に支障のない範囲内において、選考により、教授会の議を経て、研修生として受け入れることができる。</p>

表B-3 各制度の規程

<p>1 会津大学短期大学部科目等履修生規程 http://www.jc.u-aizu.ac.jp/06/kamoku_kitei.pdf</p> <p>2 会津大学短期大学部研究生規程 http://www.jc.u-aizu.ac.jp/06/kenkyu_kitei.pdf</p> <p>3 会津大学短期大学部研修員規程 http://www.jc.u-aizu.ac.jp/06/108.pdf</p> <p>4 会津大学短期大学部特別聴講学生規程 http://www.jc.u-aizu.ac.jp/06/choukousei_kitei.pdf</p>

表B-4 各制度の広報ページ

1 科目等履修生制度 http://www.jc.u-aizu.ac.jp/06/104.html
2 研究生制度 http://www.jc.u-aizu.ac.jp/06/105.html
3 研修員制度 http://www.jc.u-aizu.ac.jp/06/108.html
4 特別聴講学生制度 http://www.jc.u-aizu.ac.jp/06/106.html

2. 公開講座及び派遣講座

本学は、独立行政法人化を契機に、昭和37年に開設した「産業調査室」（昭和55年に「地域総合調査室」に名称変更）においてこれまで実施してきた地域研究と公開講座運営委員会において実施してきた公開講座及び派遣講座などの取組みを再編・統合し、大学の資源を一体的に活用しながら、地域活性化を積極的に展開できる組織として地域活性化センター（表B-5）を平成19年4月に開設した。

本学では、生涯学習機会の推進による知識基盤社会を形成することを目的として、地域活性化センターを通して、派遣講座及び公開講座等の「正規課程の学生以外に対する教育サービス」に対する活動を行っている。

また、公開講座及び派遣講座については、地域活性化センター運営委員会で事業計画を定め、本学のホームページに掲載し計画等について広報している（公開講座：<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/10/137.html>、派遣講座：<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/10/136-1.html>）。

さらに、公開講座についてはチラシを作成するとともに、派遣講座については「派遣講座 講師紹介・講座リスト」（別冊資料A）を広報のために配布している。

表B-5 会津大学短期大学部地域活性化センター規程（抜粋）

<p>（目的）</p> <p>第2条 センターは、行政及び民間等外部の機関（以下「外部機関等」という。）との連携並びに学内の共同研究を推進することにより、会津大学短期大学部（以下「本学」という。）の教育研究の発展に寄与し、地域社会の産業、生活、文化及び福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>（業務）</p> <p>第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）外部機関等との連携に関すること。（2）外部機関等との共同研究及び受託研究に関すること。（3）学内の共同研究に関すること。（4）公開講座及び派遣講座等に関すること。（5）研究会、講演会及び講習会等に関すること。（6）機関誌「地域研究」その他印刷物の刊行に関すること。（7）外部機関等との情報交換と連携の推進等に関すること。（8）本学の学生に対する実践的な教育及び研究指導・相談に関すること。（9）知的財産に関すること。（10）その他地域連携に関すること。
--

3. 高大連携

平成19年2月、本学と福島県立会津学鳳高等学校（中高一貫教育校）との間で、高大連携に関する協定を締結した。高大連携の内容は、本学教員の高校への講師派遣、高校生の本学の授業への受入れ、施設の開放、教育・研究についての情報交換及び交流等である。会津学鳳中学校についても高校に準じて連携している。なお、高校生の本学の授業への受入れについては、高大連携聴講生として、会津大学短期大学部学則第33条（表B-6）及び会津大学短期大学部高大連携聴講生規程（資料B-1-1-C）で規定している。

また、山形市立商業高等学校との間で、平成19年3月に遠隔授業に関する高大連携協定を締結した。

高大連携聴講生の募集については、対象が連携先の高等学校の生徒に限られるため、連携先の高等学校が行っている。

表B-6 会津大学短期大学部学則第33条

（高大連携聴講生）

第33条 学長は、高等学校との高大連携協定に基づき、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、高大連携聴講生として入学を許可することができる。

4. 学外者への図書の貸出サービス

本学附属図書館において、「地域に開かれた大学」として、「原則として満18歳以上で、当館所蔵資料を利用し、学術に関わる調査、研究又は学習を目的とされる一般の方」を対象に貸出サービスを行っている（表B-7）。

表B-7 会津大学短期大学部附属図書館規則（抜粋）

（目的）

第1条 会津大学短期大学部附属図書館（以下「図書館」という。）は、会津大学短期大学部（以下「本学」という。）の必要とする図書館資料を、収集、整理、保管し、学内一般の利用に供し、もってその調査、研究及び教養に資することを目的とする。

学外者への図書の貸出サービスの広報は、本学のホームページに掲載している（<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/04/71.html>）。

また、パンフレット「会津大学短期大学部附属図書館利用案内」（資料B-1-1-D）を作成し、会津若松市立会津図書館等に常置するなどして、学外者への図書の貸出サービスについて広報を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生、公開講座及び派遣講座（生涯学習及び知識基盤社会形成の支援）、高大連携（高校への教員派遣、高大連携聴講生、遠隔授業等）、学外者への図書の貸出サービス等に関して、計画や具体的方針が定められているとともに周知されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点B-1-②： 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

1. 科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生

科目等履修生制度に関しては、毎年教授会で開講科目を決定している。平成22年度は、教養基礎科目20科目、産業情報学科専門教育科目94科目、食物栄養学科専門教育科目29科目、社会福祉学科専門教育科目35科目を開講しており（資料B-1-2-A 平成22年度科目等履修生開講科目一覧表）、ホームページで広報している（表B-4）。

研究生制度については、毎年教授会で募集要項を定めて広報している（表B-4）。

研修員制度については、ホームページで広報している（表B-4）。

特別聴講学生制度については、開講科目は科目等履修生制度に連動しており、教授会の決定に従い、ホームページで広報している（表B-4）。

これら、科目等履修生等の受入れについては、教務厚生委員会で審議し、教授会で決定している。

2. 公開講座及び派遣講座

公開講座については、地域活性化センター運営委員会で検討し、教授会で決定の上実施しており、平成21年度には『会計学入門』、『わくわく、どきどき、きらきら』をつなぐ食育を目指して一食を通した「子育て、子育て」支援の実践から一』の2講座を実施した。派遣講座については、地域活性化センター運営委員会で検討の上、平成21年度には13分野73講座を設定して広報し、延べ115テーマの講座を実施した（資料B-1-2-B 平成21年度派遣講座実績一覧）。

3. 高大連携

福島県立会津学鳳高等学校との高大連携については、毎年2回協議会を開催し、年度計画と年度総括を行い、教員の派遣（表B-8）と高校生の授業への受入れ（高大連携聴講生）を行っている。なお、本学の授業を履修した生徒については、本学で成績を評価し、その結果は高校に送られ、高校での「芸術」「家庭」などの成績に反映されている。

また、山形市立商業高等学校とは、高大連携協定に基づく遠隔授業を実施している（資料B-1-2-C 平成21年度 会津大学短期大学部・山形市立商業高等学校 高大連携実施報告）。

高大連携に係る事項は、教務厚生委員会で検討し、教授会で決定している。

表B-8 平成21年度本学教員によるスポット講義計画

	教科	対象 (科目)	人数	テーマ	講師	実施日時	場所	備考
1	美術	高校1～3年 (素描)	20	素描・伝統工芸 (会津の手仕事)	産業情報学科 准教授 井波 純	11月16日(月) 16:00～17:30	美術室	美術部・美術大学進学 希望者
2	美術	高校1～3年 (デザインI・II)	20	デザイン基礎・ 色彩	産業情報学科 准教授 高橋延昌	12月7日(月) 16:00～17:30	美術室	美術部・美術大学進学 希望者

4. 学外者への図書の貸出サービス

学外者への図書の貸出サービスについて、本学ホームページ (<http://www.jc.u-aizu.ac.jp/04/71.html>) に掲載し広報した。また、パンフレット「会津大学短期大学部附属図書館利用案内」(前出資料B-1-1-D)を作成し、会津若松市立会津図書館等に常置するなどして、学外者への図書の貸出サービスについて広報を行っている。

さらに、第26回福島県内大学図書館連絡協議会総会(平成21年7月10日)において、県内大学図書館に対し本学の「学外者への図書の貸出サービス」について周知を行った。

このように、広報活動を計画に基づき積極的に行い、学外者への貸出冊数及び貸出人数の確保に努めた。

【分析結果とその根拠理由】

科目等履修生、研究生、研修員、特別聴講学生、公開講座、派遣講座、高大連携教員派遣、高大連携聴講生、高大連携遠隔授業、学外者への図書の貸出サービス等の計画に基づいた活動は、教授会での決定、公開講座及び派遣講座内容の策定、高大連携協議会での協議等を踏まえて、これらをホームページ等で広報することによって適切に実施されている。以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点B-1-③： 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

【観点到に係る状況】

1. 科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生

科目等履修生については、平成17年度と平成18年度にそれぞれ3名が履修している(資料B-1-3-A 科目等履修生等の受講生数及び科目名)。

研修生については、平成20年度に、新潟県の高校教諭を受入れ、産業情報学科経営情報コース教員の指導を受けて本学で半年間の研修を行った。

特別聴講学生については、アカデミア・コンソーシアムふくしま(福島県高等教育協議会)加盟大学のうちの国公立大学から毎年受け入れている(資料B-1-3-A)。

研究生制度については、平成22年度には2名(産業情報学科デザイン情報コース1名、社会福祉学科1名)を受け入れている。

2. 公開講座及び派遣講座

公開講座は、平成21年度は2講座(延べ2回)実施したところ合計104人の参加があった。アンケート調査を行ったところ97人の回答があり(回収率93.3%)、満足度については、「満足」が45人(約46.4%)、「ほぼ満足」が33人(約34.0%)であった(表B-9)。また、内容の理解については、「理解できた」が67人(約69.1%)、「少し理解できた」が21人(約21.6%)であった(表B-10)。

表B-9 平成21年度公開講座のアンケート調査結果（満足度）

アンケート項目（満足度）	人数	(%)
満 足	45	46.4%
ほぼ満足	33	34.0%
普 通	14	14.4%
やや不満	4	4.1%
不 満	0	0.0%
無回答	1	1.0%
合 計	97	100.0%

表B-10 平成21年度公開講座のアンケート調査結果（理解度）

アンケート項目（理解度）	人数	(%)
理解できた	67	69.1%
少し理解できた	21	21.6%
普 通	7	7.2%
あまり理解できなかった	0	0.0%
理解できなかった	0	0.0%
無回答	2	2.1%
合 計	97	100.0%

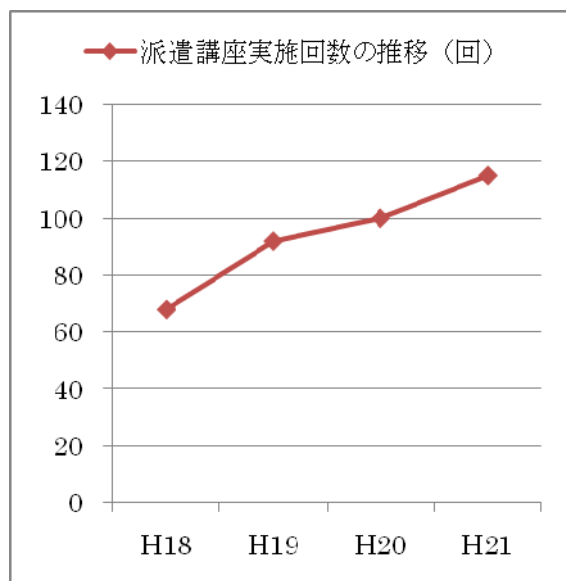
平成18年度に創設した派遣講座については、様々な機関・団体等の依頼に応え実施した。平成18年度は実施回数68回、合計参加者数 2,917人、平成19年度は実施回数92回、合計参加者数 4,058人、平成20年度は実施回数100回、合計参加者数 5,908人、平成21年度は実施回数115回、合計参加者数 7,216人と実施回数及び参加者数とも年々増加している（表B-11、図B-1、図B-2）。

派遣講座の評価及び要望については、派遣依頼者にアンケート調査を行っており、平成21年度は実施した115講座のうち、アンケートの回収は69件であった。「有意義だった」が68件(98.6%)、「普通」が1件(1.4%)、「有意義でなかった」が0件(0%)であり、高い評価を得ている（表B-12、資料B-1-3-A 平成21年度派遣講座アンケート集計結果）。

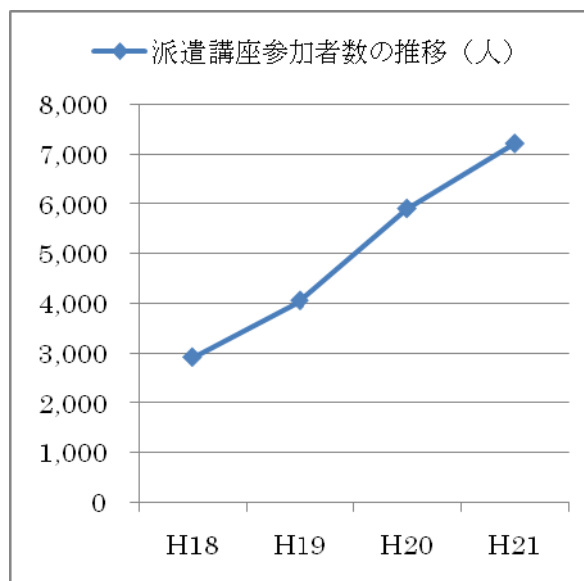
表B-11 派遣講座の実施回数及び参加者数（平成18年度～平成21年度）

No	分野（講座分類項目）	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		実施回数	実施回数	実施回数	実施回数
1	短期大学の教育	2	0	0	0
2	各種検定試験	1	6	1	0
3	経済	2	0	1	2
4	地域問題・地場産業	4	6	9	22
5	コンピューター・情報化社会	2	7	1	2
6	経営学・会計学	1	1	0	1
7	建築・デザイン	3	8	7	4
8	工芸	0	3	3	1
9	栄養・健康	31	35	38	39
10	食品・調理	5	6	8	5
11	社会福祉	15	19	22	26
12	保育	2	1	7	11
13	その他の講座	0	0	3	2
	計（回）	68	92	100	115
派遣講座 合計参加者数（人）		2,917	4,058	5,908	7,216

図B-1 派遣講座実施回数



図B-2 派遣講座参加者数



表B-12 派遣講座のアンケート調査結果（平成21年度）

●派遣講座についての総合的な感想		
質問項目	回答件数	(%)
有意義だった	68件	98.6 %
普通	1件	1.4 %
有意義でなかった	0件	0 %

3. 高大連携

福島県立会津学鳳高等学校との高大連携事業による、高校への教員派遣制度及び高大連携聴講生制度は平成19年度に創設した。高大連携聴講生については、平成20年度は9名（平面構成1名、食生活論6名、社会福祉論2名）、平成21年度は3名（平面構成1名、フードスペシャリスト論2名）の実績がある（前出資料B-1-3-A科目等履修生等の受講生数及び科目名）。特に、この制度を利用した生徒の中には、本学に入学している者が2名いる。

また、山形市立商業高等学校との高大連携事業による遠隔授業については、授業実施後のアンケートの中で、83.0%の生徒が「対面型授業より集中して学ぶことができた」、100%の生徒が「すごく興味を持てた」又は「興味を持てた」と回答している（前出資料B-1-2-C 平成21年度 会津大学短期大学部・山形市立商業高等学校 高大連携実施報告）。

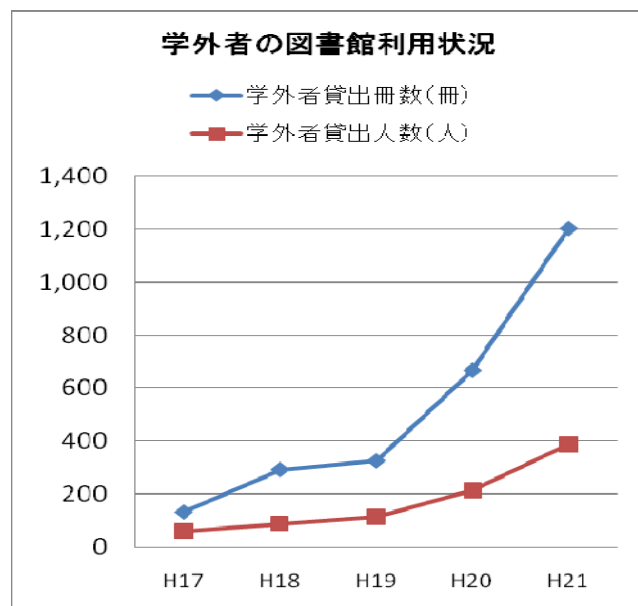
4. 学外者への図書の貸出サービス

学外者貸出冊数については、平成21年度に1,203冊と、平成17年度に比較して9.0倍に大幅に増加した。学外者貸出人数については、平成21年度に388人と、同じく6.7倍と大幅に増加した（表B-13、図B-3）。

表B-13 学外者貸出冊数及び貸出人数の年次推移

年度	H17	H18	H19	H20	H21
学外者貸出冊数（冊）	134	294	327	668	1,203
学外者貸出人数（人）	58	87	113	214	388

図B-3 学外者貸出冊数及び貸出人数の年次推移



【分析結果とその根拠理由】

科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生については、いずれの制度もこれまで学生等の受入実績がある。

公開講座及び派遣講座については、いずれも実施後のアンケートにおいて高い評価を得ており、特に、派遣講

座については、実施回数及び参加者数とも年々増加している。

高大連携については、平成19年度から連携高校への教員派遣や遠隔授業を行うとともに、平成20年度からは高大連携聴講生を受け入れている。

学外者への図書の貸出サービスについては、学外者貸出冊数及び貸出人数がともに大幅に増加している。

以上のことから、本観点を満たしていると判断する。

観点B-1-④： 改善のための取組が行われているか。

【観点到係る状況】

科目等履修生、特別聴講学生及び高大連携聴講生の各制度については、履修生等が、授業内容についていずれも正規課程の学生と一緒に「学生による授業評価」に参加しており、教員がそれに回答する形で、改善のための取組みを行っている。

高大連携による教員派遣、高大連携聴講生及び遠隔授業については、毎年高大連携対象高校との協議をすることにより、改善のための取組みを行っている。

また、公開講座及び派遣講座においては、アンケート調査を実施してニーズを把握して改善に役立てている。

さらに、学外者への図書の貸出サービスについては、その要望を聴取している。

【分析結果とその根拠理由】

アンケート調査の分析、高大連携対象高校との協議等を実施しており、改善のための取組みが行われていると判断する。

(2) 目的の達成状況の判断

科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生については、いずれもこれまで学生等の受入実績があり、派遣講座については、実施回数及び参加者数とも年々増加している。学外者への図書の貸出サービスについては、学外者貸出冊数及び貸出人数がともに大幅に増加している。以上のことから、目的の達成状況は良好である。

(3) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

派遣講座については、実施回数及び参加者数とも年々増加し、実施後のアンケートにおいて高い評価を得ている。また、学外者への図書の貸出サービスについては、学外者貸出冊数及び貸出人数がともに大幅に増加している。

【改善を要する点】

なし。

(4) 選択的評価事項Bの自己評価の概要

- ・正規課程の学生以外に対する教育サービスとして、科目等履修生、研究生、研修員、特別聴講学生、公開講座、派遣講座、高大連携及び学外者への図書の貸出サービスの各制度を設けている。その具体的方針は、会津大学短期大学部学則及び各制度の規程等に定めており、各制度の目的や計画の広報は本学のホームページ等で行っている。(観点B-1-①)
- ・各制度の計画に基づいた活動は、教授会での決定、公開講座及び派遣講座内容の策定、高大連携協議会での協議等を踏まえて、これらをホームページ等で広報することによって適切に実施している。(観点B-1-②)
- ・科目等履修生、研究生、研修員及び特別聴講学生については、いずれも学生等の受入実績がある。公開講座及び派遣講座については、いずれも実施後のアンケートにおいて高い評価を得ており、特に、派遣講座については、実施回数及び参加者数とも年々増加している。高大連携については、平成19年度から連携高校への教員派遣や遠隔授業を行うとともに、平成20年度からは高大連携聴講生を受け入れている。学外者への図書の貸出サービスについては、学外者貸出冊数及び貸出人数がともに大幅に増加している。(観点B-1-③)
- ・改善のための取組みとして、アンケート調査の分析、高大連携対象高校との協議等を行っている。(観点B-1-④)